

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（平成31年度予算関連法案）

1 趣旨

- 防衛力の計画的な整備を引き続き実施していくため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を10か年度（財政法上は5か年度）とする特別措置法の有効期限を5年間延長する。
- 平成27年4月30日に施行された現行法（※）（限時法）は、平成30年度末に失効する。

※ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）

2 法律案の概要

- 現行法の有効期限を5年延長する。
- 延長することに伴う規定の整備を行う。
- 施行期日：公布の日

3 目的・効果

- 我が国の防衛に必要となる装備品等に係る調達コストを縮減するとともに、安定的な調達を実現することを目的とする。
- 平成27年度から平成30年度までにおける特定防衛調達に係る長期契約を行った（過去7件）ことによる縮減効果は、約787億円である。

<これまで長期契約を適用した例>



P-1
(27年度一括調達)
20機



SH-60K
(28年度一括調達)
17機



CH-47JA
(29年度一括調達)
6機



C-130R
(29年度PBL契約)
部品供給・技術維持活動
・機体定期修理



F-2エンジン維持部品
(30年度PBL契約)
部品取得・単体修理

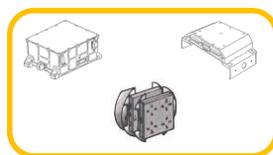
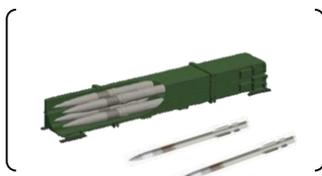
※ 上記のほか、EC-225LP及びTH-135のPBL契約（いずれも28年度）に適用。

4 平成31年度に対象となる装備品等

- 平成31年度においては、PAC-3ミサイル用部品の一括取得（10か年度）及びE-2Dの9機まとめ買い（7か年度）を予定している。

<PAC-3ミサイル用部品>

縮減見込額：約31億円
(約65億円→約35億円)



<E-2D>

縮減見込額：約325億円
(約2,265億円→約1,940億円)

